

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告と 令和2年度市・県民税の申告

問い合わせ先
 ●所得税について
 成田税務署 ☎ (28) 5151
 (電話を自動音声で受け付け、要件に応じて担当者が応対します)
 ●市・県民税について 課課市民税班 ☎ (93) 1111 (代)

窓口のご案内

- ①確定申告書作成・提出
 イオンモール成田2階イオンホール<成田市ウイング土屋>
 ■期間 2月 17 日 (月) ~ 3月 16 日 (月) (土・日曜日を除く)
 ✎ 2月 24 日 (月・振替)、3月 1 日 (日) は実施します。
- 受付時間 9:00 ~ 16:00 (提出のみは 17:00 まで)
 ✎ 9:00 ~ 10:00 は、立体駐車場3階の連絡通路を通り、モール2階 C入口から入ってください。
 ✎ 税務署内に申告書作成場はありません。
 ✎ 会場開設日や最終週は、大変な混雑が予想されます。混雑状況により、長時間お待ちいただくこともあります。
 ✎ 混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります。
- その他
 ○作成済みの申告書の提出は、郵送のほか、土・日曜日と祝日を除き、税務署1階の総合窓口でも受け付けています。
 ○相続税の相談、国税の納付、納税証明書の請求・発行、申告書の閲覧サービス、開示請求の手続きなどはイオンモール成田では行っていません。
 税務署で手続きしてください。

- ②確定申告書の提出
 成田税務署<成田市加良部>
 3月 16 日 (月) までは税務署窓口では確定申告書の作成・相談はできません。
 イオンモール成田を利用してください。
 ■受付時間 8:30 ~ 17:00 (土・日曜日、祝日を除く)
 ■郵送提出 封筒に住所・氏名を記入し、次の宛先に郵送
 〒 286 - 8501 成田市加良部1-15 成田税務署宛て
 ✎ 確定申告書などの控えに税務署の受付印が必要な人は、切手を貼った返信封筒(住所・氏名を必ず記入)を同封してください。

- ③確定申告書、市・県民税申告書の提出・相談
 すぐやかセンター2階会議室準備室
 ■期間 2月 17 日 (月) ~ 3月 16 日 (月) (土・日曜日、祝日を除く)
 ✎ 期間中は、課税課窓口での提出・相談はできません。
 ✎ 3月 1 日 (日) は市・県民税申告書の提出・相談のみ、すぐやかセンター2階健診準備室で行います。すぐやかセンターの休日夜間受付の入口を利用してください。
 ■確定申告書など個別相談(午前・午後各 40 分)
 収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。また、農業者や事業者は収入金額を事前に作成してください。書類が整っていないと受付できない場合があります。

- 受付時間 8:30 ~ 15:30 (12:00 ~ 13:00 は除く)
 ✎ 国税控除の順番は、先着順で受け付けますが、8:20 までに複数の人が受付に来たときは抽選で順番を決めます。早朝の不審者侵入の防止や盗難などを未然に防ぐため、ご協力をお願ひします。
 ✎ 混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります。
 ■相談時間 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00
 ■市・県民税申告(提出のみ含む)
 8:30 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00
 市・県民税申告の提出・相談は、混雑状況により長時間お待ちいただくことがあります。次のとおり会場を設けていますのでご利用ください。
 市・県民税申告の受付・相談会場
 ■日時 2月 4 日 (火) ~ 13 日 (木) (土・日曜、祝日を除く)
 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00
 ✎ 2月 3 日 (月) は税理士無料相談(詳しくは 7 ページ)を行います。
 ■場所 市役所分室 1 階会議室
 ✎ この期間は、所得税の確定申告書の作成や計算などに関する相談は受けられません。
 ■市・県民税申告書の郵送提出
 〒 286 - 0292 (住所不要) 富里市課課市民税班宛て

会場に行く前に必ず確認を！
 確定申告のうち、次の相談は市役所で受け付けることができません。
 イオンモール成田で相談してください。
 ○令和元年分以外の申告(過年分) ○贈与税、消費税の申告、準確定申告
 ○住宅借入金等特別控除(初めて受けれる人、連帯債務のある人)の申告
 ○営業や農業などの事業収入や不動産収入が 500 万円以上の申告
 ○事業を開始して初めての申告 ○青色申告 ○配当所得の申告
 ○譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)の申告
 ○災害の控除(台風災害などに係る離撃控除なども含む)の申告
 ✎ これらの場合は、窓口での相談は受け付けていません。

所得税の確定申告

- 確定申告が必要な人(主な例)
 ○営業、農業、不動産、譲渡所得などの税額計算をした結果、納税となる人
 ○給与の年収が 2 千万円を超える人
 ○給与以外の年収が 20 万円を超える人
 ○2 か所以上から給与を受給している人
 ○公的年金収入が 400 万円以上
 ○公的年金収入が 400 万円以下で、公的年金以外の所得合計が 20 万円を超える人
 ○確定申告書の提出が必要な人でも、市・県民税の申告は必要となる場合があります。
 市・県民税の申告をしなかった場合、年金から引かれている社会保険料など以外の控除が控除市では把握できいため、市・県民税が高くなる可能性があります。
- その他
 ○作成済みの申告書の提出は、郵送のほか、土・日曜日と祝日を除き、税務署1階の総合窓口でも受け付けています。
 ○相続税の相談、国税の納付、納税証明書の請求・発行、申告書の閲覧サービス、開示請求の手続きなどはイオンモール成田では行っていません。
 税務署で手続きしてください。

このため、生命保険料や医療費などの支払・扶養控除などを追加することで、市・県民税額を抑えることができる場合があります。

- 平成 28 年分以降の申告はマイナンバーが必要です
 平成 28 年分以降の所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は税務署へ提出の都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

【本人確認書類の例】

- マイナンバーカード(個人番号カード)のみ
 (番号確認書類)と【身元確認書類】を兼ねています。
- 通知カードなど【番号確認書類】+
 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- 郵送で申告書を提出する場合は①の写し(表裏両面)または②の写しを添付
 ✎ e - Tax で送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの添付は不要
- 医療費控除を受けるための手続きが変わりました
 平成 29 年度の税制改正で、医療費控除または医療費控除の特例(セルフレディケーション税制)の適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフレディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないことされました。
- お問い合わせ
 領収書は税務署から提出を認められることがありますので 5 年間保管する必要があります。

- 確定申告書から交付された医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。
 【注意】平成 29 年分から令和元年分までの確定申告は、医療費の領収書の添付または提示することもできます。

市・県民税の申告

- 申告が不要な人
 ○令和元年分の所得税の確定申告をした人
 ○勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人
 ○同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている人
 ■申告が必要な人
 令和 2 年 1 月 1 日時点で、市内に居住し、次のいずれかに該当する人
 ○所得の額と所得のみで、勤務先が市役所へ給与支払報告書を提出していない人
 ○所得税の確定申告は必要ないが、市・県民税で各種控除を受ける人
 ○非課税の所得(失業等給付金、障害年金、遺族年金など)のみで生計を立てていた人
 ○所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない人
 ○所得がなく、別世帯(市外)の人の扶養親族になっている人
 ○富里市に住んでいないが、令和 2 年 1 月 1 日現在で事務所または家屋敷のいずれかが富里市内にある人
 ■申告は原則的に
 市・県民税の申告書は、国民健康保険税や介護保険料などを算定するための基礎資料になります。
 申告をしないと融資を受けるときや、各種申請に必要な所得証明書などの税証明の発行や、国民年金(障害基礎年金、老齢福祉年金、保険料免除など)の所得調査ができません。必ず期限内に申告をしてください。

税理士による無料申告相談 ~当日、パソコンで申告書の作成ができます~

■課課課 ☎ (93) 0443

年金受給者や給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。申し込みは不要です。

※市県民税の申告受付の詳細は、6 ページに掲載しています。

■日時 2 月 3 日 (月) 10:00 ~ 16:00 (開場 9:45)

※混雑状況などにより、受付を早めに終了する場合があります。

■場所 すぐやかセンター 2 階会議室 1

■持ち物

- 源泉徴収票など申告に必要な書類
- 筆記用具
- 電卓
- 印鑑
- マイナンバーによる個人確認書類(マイナンバーカードまたは②通知カードなどの番号確認書類と身元確認書類)の写しなど
- 前年に申告した人は、前年の申告書などの控え
- 成田税務署からハガキや封書で「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」が届いている人は持参してください。

○成田税務署の申告書作成会場でパソコンによる申告書の作成を行ったことがある人は、そのときの控え

○医療費控除を受ける人は、事前に「医療費等の明細書」を作成してきてください。申告書や明細書などの様式は、国税庁ホームページで入手できます。

■注意事項

○申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に持参するか、郵送で提出してください。

○用紙の配布のみは行いません。

○事業所得、農業所得、不動産所得、先物取引に係る離所得、土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合、損失などの離越控除がある場合や住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)適用初年度の人は参加できません。

■申込

○キャッシュカードでの申込
 口座名義人本人が、キャッシュカード(対象金融機関のみ)と、本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参し、暗証番号入力などの手続きを行うと、即時に申込みができます。

■申込手数料
 ○固定資産税・都市計画税 ○市民税・県民税(普通徴収) ○軽自動車税
 ○国際健康保険税 ○被扶養者扶養保険料(普通徴収) ○介護保険料(普通徴収)

■口座振替ができる金融機関

千葉銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・常陽銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・千葉信用金庫・銚子信用金庫・佐原信用金庫・銚子商工信用組合・中央労働金庫・富里市農業協同組合・ゆうちょ銀行

■申込手数料

○キャッシュカードでの申込
 口座名義人本人が、キャッシュカード(対象金融機関のみ)と、本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参し、暗証番号入力などの手続きを行うと、即時に申込みができます。

■法人カード、代理カードなど利用できないカードがあります。

■富里市農業協同組合は、口座振替依頼書を申込んでください。

■口座振替依頼書での申込
 口座振替依頼書(①または②)に必要事項を記入・押印し、申込書の種類に応じて提出してください。申込期限は、開始希望期の 2 ル月前までです。

①専用ハガキ

市役所(納税課など)と日吉台出張所に備え付けてあります。

郵送または納税課窓口に提出してください。

②A 4 サイズの申込書(3 枚複写)

納税課と市内金融機関に備え付けてあります。

納税課または市内金融機関に提出してください。

■市税の納期内納付にご協力ください

■納税課 ☎ (93) 0433

市税は、福祉や教育、道路などを支える大切な財源です。市税の納期内納付にご協力ください。満納すると、満納した人にとっても、計算により延滞金が加算される場合があるなど負担が増えてしまいます。

また、督促状や催告状の発送などの事務費用も発生します。この事務費用も税金から支出されます。今後も納期内納付にご協力をお願いします。

■猶予制度について

○徴収の措置

次の理由に該当するときは、申請することで、1 年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

①財産について災害を受けた、または盗難に遭った

②納税者またはその生計を一にする親族が病気につかかった、または負傷した

③事業を廃止または休止した

④事業について著しい損失を受けたなど

○換地の措置

納稅について誠実な意思を有する人が、市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるときなど、一定の要件に該当するときは、1 年以内の期間に限り、満納処分による財産の換地の猶予が認められる場合があります。

○猶予期間

徴収措置の期間は原則 1 年以内です。しかし、やむを得ない理由があると認められたときは、すぐに猶予をした期間と併せて、最長 2 年以内で徴収猶予することができます。

■納税相談(お早めに)

納期内に納付することが難しい人は、早めに納税課に相談してください。「納期内に納付すること困難だから」と未納のままにしておくと、延滞金による負担が発生するほか、満納処分の対象となります。

3月は市税収納強化月間です

市税の納付遅れや満納額の増加を防止するため、納期限までの納付が確認できない人に、お電話でお知らせします。

※特定の金融機関や口座番号をお聞きすることや、振込の指示は行いません。

■日時 3 月 8 日 (日)、15 日 (日) 9:00 ~ 16:00

国税庁 確定申告書作成コーナー

検索